

第4節 金融知識の普及・消費者教育への取り組み

I 消費者教育の必要性

消費者教育については、平成12年6月の金融審議会答申においても、「……今後、金融庁を中心とする関係当局は金融分野における消費者教育に積極的に取り組むべきであり、そのための具体的対応の検討が期待される」と、その必要性が述べられているところである。金融庁においては、これを受け、平成12年7月の長官談話においても、「……消費者教育の充実を図り、金融商品や金融取引についての国民の理解を増進する」との基本的考え方を示したところであり、消費者教育の充実が金融商品・サービスの利用者保護のために重要なものと認識し、積極的に取り組んでいるところである。

II 消費者教育の取り組み

1. 各種パンフレット類の配布

金融制度、金融商品等の周知の必要に応じ、パンフレットを作成し、財務局及び財務事務所を通じて一般消費者に配布している。

(例)「新・くらしのアドバイス — この商品・あの取引のここに注意！」

「私たちの預金と保護のしくみ」

「金融商品の販売等に関する法律について」

2. 講演会等の実施

- ・ 上記のパンフレット等を使用し、財務局、財務事務所の幹部職員が一般消費者を対象に講演会を行っている。
- ・ 財務局等の要請等に応じ、当庁から講師の派遣を行っている。

3. ホームページ「消費者情報コーナー」の開設

13年1月より、金融庁ホームページ上に「消費者情報コーナー」を開設し、一般消費者への金融知識の普及に努めているところである。

○ 「消費者情報コーナー」の構成

- ・ 消費者保護制度等の解説（預金保険制度、金融商品販売法、の概要等）
- ・ その他の消費者情報（電子金融取引について、貸金業者について）
- ・ 金融に係る講演会等の開催案内
- ・ 金融商品に関する基礎知識（金融商品大百科）
- ・ 苦情相談窓口について（金融相談窓口のリスト）

4. 金融広報中央委員会の活動への協力

金融広報中央委員会が行う、各種の金融知識普及活動に対し、協力及び支援を行っている。